

令和元年度行政評価委員会政策評価部会分科会 審議結果報告書

担当分科会	審議対象	審議結果報告書 掲載ページ	
第1分科会 ◎稲葉 雅子委員 舘田あゆみ委員 西川 正純委員	宮城の将来ビジョンの体系	政策1(構成施策:1~3)	P. 1~4
		政策2(構成施策:4・5)	P. 5~7
		政策3(構成施策:6・7)	P. 8~10
		政策4(構成施策:8・9)	P. 11~13
		政策5(構成施策:10~12)	P. 14~17
	宮城県震災復興計画の体系	政策3(構成施策:1~3)	P. 18~21
		政策4(構成施策:1~4)	P. 22~26
第2分科会 ◎佐々木恵子委員 梨本雄太郎委員 寶澤 篤委員	宮城の将来ビジョンの体系	政策6(構成施策:13・14)	P. 27~29
		政策7(構成施策:15~17)	P. 30~33
		政策8(構成施策:18~23)	P. 34~40
		政策10(構成施策:25・26)	P. 41~43
	宮城県震災復興計画の体系	政策2(構成施策:1~3)	P. 44~47
		政策6(構成施策:1~3)	P. 48~51
第3分科会 ◎佐藤 健委員 青木 俊明委員 内田 美穂委員	宮城の将来ビジョンの体系	政策9(構成施策:24)	P. 52~53
		政策11(構成施策:27・28)	P. 54~56
		政策12(構成施策:29)	P. 57~58
		政策13(構成施策:30)	P. 59~60
		政策14(構成施策:31~33)	P. 61~64
	宮城県震災復興計画の体系	政策1(構成施策:1・3)	P. 65~67
		政策5(構成施策:1~4)	P. 68~72
		政策7(構成施策:1~4)	P. 73~77

※◎は分科会長

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

- | | |
|-----|---|
| 政策1 | 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調) |
| 施策1 | 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:概ね順調) |
| 施策2 | 産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案:概ね順調) |
| 施策3 | 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興(県の評価原案:概ね順調) |

第1分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

課題の4点目に「水産加工業の一部では、未だ震災前の状況までには回復していない。」と記載されているが、この点について詳細な現状分析を行い、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

課題の1点目及び2点目について、対応方針の記載内容が分かりづらいことから、対応方針を分かりやすく示す必要があると考える。

また、課題の3点目及び5点目について、「本格化している。」「期待される。」という文言で記載されており、課題が明らかにされていないことから、課題を明確に示す必要があると考える。

なお、課題の5点目においては、IT事業者と農業・医療・介護等の分野の関係者との間の相互理解の不足についても課題として捉えるのであれば、課題として記載するとともに、その対応方針を示す必要があると考える。

あわせて、横断的な人材育成の取組についても検討の上、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策の方向に記載している放射光施設の設置推進の取組の成果を示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

課題と対応方針をより具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

「食材王国みやぎ」のブランドイメージの浸透に係る対応方針について、情報発信のターゲットを明確に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策2 観光資源、知的資産を活用した商業・サービス産業の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策5 地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

課題の「国内旅行者を東北地方に呼び込む取組も必要である。」との記載に対する対応方針について、具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策2 観光資源、知的資産を活用した商業・サービス産業の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策5 地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

なお、情報関連産業は、社会経済情勢の急速な変化に対応しなければならないことから、人材育成等を含め、柔軟に対応していくことを期待する。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

商店街の再形成について、震災後8年が経過した中で、現状を改めて分析した上で、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策2 観光資源、知的資産を活用した商業・サービス産業の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策5 地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標のみでは、施策の成果を十分に把握することができないので、新たな指標として「日本人観光客宿泊数」の追加を検討する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

観光キャンペーンにより本県を訪れた観光客に、再度本県を訪れてもらえるような仕組みや方法を、毎年度ターゲットを変更する観光キャンペーンとは別に検討した上で、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化(県の評価原案:概ね順調)

施策6 競争力ある農林水産業への転換(県の評価原案:概ね順調)

施策7 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

地産地消と食育を課題の一つとして認識した上で、学校給食の地場産野菜などの利用向上について、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化(県の評価原案:概ね順調)

施策6 競争力ある農林水産業への転換(県の評価原案:概ね順調)

施策7 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

社会経済情勢について、より詳細に分析の上、記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

社会経済情勢の詳細な分析を踏まえた上で、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化(県の評価原案:概ね順調)

施策6 競争力ある農林水産業への転換(県の評価原案:概ね順調)

施策7 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

なお、学校給食の地場産野菜などの利用品目数の割合が向上するための取組について、更なる検討が必要であると考えます。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

学校給食の地場産野菜などの利用向上について、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策4 アジアに開かれた広域経済圏の形成(県の評価原案:概ね順調)

施策8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進(県の評価原案:概ね順調)

施策9 自立的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が な い あ る 】

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策4 アジアに開かれた広域経済圏の形成(県の評価原案:概ね順調)

施策8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進(県の評価原案:概ね順調)

施策9 自立的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

「事業の成果等」に、外資系企業の誘致に関する記載がないことから、外資系企業の誘致に関する各種取組みの成果を記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が な い あ る 】

課題と対応方針を数値等により、具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策4 アジアに開かれた広域経済圏の形成(県の評価原案:概ね順調)

施策8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進(県の評価原案:概ね順調)

施策9 自立的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

なお、社会経済情勢の動向や変化を日々注視し、柔軟に対応していくことを期待する。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が な い あ る 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が な い あ る 】

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が な い ・ ある 】

分野別の人材育成も重要であるが、一方で自動車関連産業や高度電子機械産業などで、業界の区切りが曖昧になってきていることから、企業のニーズを踏まえた横断的な人材育成カリキュラムについても検討の上、課題と対応方針を示す必要があると考える。

また、分科会の審議の中で、規模の小さい地方の中小企業ほど早期離職率が高い状況にあるとの話があったが、そのことも課題として捉え、対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

創業や経営革新の支援について、企業を取り巻く状況は沿岸被災地域であっても地域によってさまざまであることから、地域毎に課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が な い ・ ある 】

新規路線の就航や既存路線の増便など、路線拡充を図る取組みとして、仙台空港の運用時間の延長についての記載があるが、仙台空港の運用時間の延長について具体的な課題と対応方針として示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策3 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (県の評価原案:概ね順調)

- 施策1 ものづくり産業の復興(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 商業・観光の再生(県の評価原案:やや遅れている)
- 施策3 雇用の維持・確保(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

被災沿岸部の現状の記載がないことから、被災沿岸部の現状を踏まえた評価の理由を示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が	・ ない	・ ある
-		

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策3 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (県の評価原案:概ね順調)

施策1	ものづくり産業の復興(県の評価原案:概ね順調)
施策2	商業・観光の再生(県の評価原案:やや遅れている)
施策3	雇用の維持・確保(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

課題の1点目について、グループ補助金交付先アンケート調査において震災前の売り上げまで回復した事業者が県内の約半数にとどまっているという現状を踏まえた上で、具体的な対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策3 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (県の評価原案:概ね順調)

施策1 ものづくり産業の復興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 商業・観光の再生(県の評価原案:やや遅れている)

施策3 雇用の維持・確保(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

なお、観光客の誘客のためには、イベント的なものだけでは限界があるので、継続的に観光客に本県を訪れてもらえるような仕組みを検討することを期待する。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

観光の再生について、沿岸部での地域毎の特性を踏まえた課題と対応方針を示す必要があると考える。

また、政策3の3点目の対応方針に記載している「観光人材の育成」について、施策2の対応方針としても示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策3 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (県の評価原案:概ね順調)

施策1 ものづくり産業の復興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 商業・観光の再生(県の評価原案:やや遅れている)

施策3 雇用の維持・確保(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

なお、就職サポートセンターの活動について、一定の成果があったとのことなので、出張相談等も含め、内容をより充実させていくことを期待する。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

外国人労働者に関連した課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策4	農林水産業の早期復興(県の評価原案:概ね順調)
施策1	魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調)
施策2	活力ある林業の再生(県の評価原案:概ね順調)
施策3	新たな水産業の創造(県の評価原案:概ね順調)
施策4	一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

農林水産業における、担い手の減少及び勤労者の確保について、農業、林業及び水産業に分けて、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案:概ね順調)

施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案:概ね順調)

施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案:概ね順調)

施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

なお、本県の特性を生かした更なる付加価値の高い先進的園芸経営体の育成を期待する。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

高度な環境制御技術等の定着に向けた人材育成についての課題について、具体的な対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

- 政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案:概ね順調)
- 施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案:概ね順調)
- 施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案:概ね順調)
- 施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が	・ ない	・ ある
-		

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

- 政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案:概ね順調)
- 施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案:概ね順調)
- 施策3 **新たな水産業の創造(県の評価原案:概ね順調)**
- 施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

「事業の成果等」の記載等から、「概ね順調」との評価は妥当であると考えが、3つの指標のうち、2つが「N(実績値が把握できない等の理由で、判定できない)」となっているので、指標としての意味をなさない。指標の達成度が「N」の指標について、達成度を示すことができる新たな指標を設定する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

被災した漁業者・事業者の経営基盤の回復及び拡大を図るために行っている、借入金の償還に係る負担軽減や有利な資金調達に向けた支援について、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案:概ね順調)

施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案:概ね順調)

施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案:概ね順調)

施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

「事業の成果等」について、各事業の取組み後にどのようになったのかを、より分かりやすく数値化して示す必要があると考える。(例○○を○回行った結果、○○になった。)

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ ない ・ ある】

課題に対する対応方針の記載が不十分であると考えるので、対応方針をより具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策6 子どもを生み育てやすい環境づくり(県の評価原案: やや遅れている)

施策13 次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり(県の評価原案: やや遅れている)

施策14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成(県の評価原案: やや遅れている)

第2分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

施策14で示した「スマートフォンの長時間使用対策」についての課題と対応方針の記載について、加筆・修正した内容を踏まえ、政策の課題と対応方針について記載することが必要であるとする。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策6 子どもを生み育てやすい環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策13 次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□ 審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□ 県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

なお、他県の事例を調査・分析し、良い取組があれば、積極的に取り入れ展開することを期待する。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□ 県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

<p>【県が示す原案に対して意見が <u>ない</u> ・ <u>ある</u>】</p>
<p>—</p>

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策6 子どもを生き育てやすい環境づくり(県の評価原案: やや遅れている)

施策13 次代を担う子どもを安心して生き育てることができる環境づくり(県の評価原案: やや遅れている)

施策14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成(県の評価原案: やや遅れている)

第2分科会

□ 審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□ 県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□ 県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

スマートフォンの長時間使用対策については、対応方針の2つ目に記載されている「これまでの取組の成果や課題、問題点」を丁寧に記載するとともに、好事例(子供たち自身が話し合っスマートフォン利用のルールを決めた女川町の例等)の展開も検討の上で、対応方針について具体的に記載をする必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案: やや遅れている)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(県の評価原案: やや遅れている)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(県の評価原案: やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策15で示した事業の結果・成果の記載、施策16で示した再登校率の経年変化を踏まえた上での再登校率の向上の記載、再登校に至らない児童生徒への取組の記載、施策17で示した学校評価、少人数学級の取組の記載の必要性を踏まえた上で、記載の修正を行うことが必要であるとする。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

施策15で示した学力向上に向けて課題を抱えている市町村の課題の抽出と対応方針の記載、施策16で示した不登校対策のためのモデル校から得られた、理念と手法についてと課題と対応方針の記載、施策17で示した学校評価、少人数学級についての課題と対応方針の記載の必要性を踏まえた上で、記載の修正を行うことが必要であるとする。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案: やや遅れている)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(県の評価原案: やや遅れている)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(県の評価原案: やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

事業の内容は分かるが、事業を実施したことによる結果や成果が分からない。事業を実施して得られた結果や成果について、具体的に記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

学力向上に向け、成果を上げている市町村の好事例を、県内市町村に水平展開する取組については評価できるが、学力向上に向けて課題を抱えている市町村については、その課題を抽出しきれていないのではないか。学力向上に向けて課題を抱えている市町村について、課題を抽出するとともに、その対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案: やや遅れている)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(県の評価原案: やや遅れている)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(県の評価原案: やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

不登校児童生徒の再登校率については、全国平均を上回る結果ではあったが、再登校率の経年変化の動きを示した上で、向上してきたことを記載する必要があると考える。また、指標としては現れないものの、再登校に至らない児童生徒が、様々な形で社会とつながり、最終的に自立していくことができるよう取組を実施していることについても、具体的に記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

新たな不登校を生まないため、モデル校を指定した取組により得られた理念と手法について、具体的に記載し、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案: やや遅れている)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(県の評価原案: やや遅れている)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(県の評価原案: やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

学校評価の評価内容を具体的に記載し、学校運営の改善に向けた取組内容についても具体的に記載する必要があると考える。また、少人数学級について、35人学級の解消等により、学習習慣、生活習慣の定着や、生活指導上の課題の対応について効果があったとあるが、その根拠と効果について定量的に示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

上記判定理由により、学校評価及び少人数学級に係る記載を修正した場合、当該修正を踏まえ、必要がある場合は、合わせて課題と対応方針も修正されたい。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8	生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)
施策18	多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)
施策19	安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)
施策20	生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)
施策21	高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)
施策22	障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)
施策23	生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

なお、介護人材不足については、現状を十分に把握した上で、危機感をもって対応にあたることを期待する。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

介護人材の確保について、施策18と施策21では同じ指標(介護職員数)を使っている。しかし課題と対応方針では、施策18においては「介護人材の確保が喫緊かつ重要な課題」と記載されているが、施策21ではそのような記載は無く、両者には認識の差が見られる。2つの記載の整合性を図った上で、政策の課題と対応方針にも反映する必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

介護人材を取り巻く状況は、大きく変化していることから、県内各事業所の実態を把握した上で、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

課題を掘り下げ、分析した上で、課題に対する対応方針について、県民に分かり易いよう具体的に記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

なお、メタボリックシンドローム対策については、他県や県内市町村の取組について把握、分析し、良い事例があれば、積極的に取り入れ展開することを期待する。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

なお、本施策については、保健福祉部だけでなく、県庁内での横断的な取組としての展開を期待する。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

介護人材を取り巻く状況は大きく変化していることから、県内各事業所の実態を把握した上で、課題と具体的な対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある】
—

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

- 政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)
- 施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)
- 施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)
- 施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)
- 施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)
- 施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)
- 施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】
—

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策25 安全で安心なまちづくり(県の評価原案:順調)

施策26 外国人も活躍できる地域づくり(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

施策25で示した「県民が肌で感じる治安の改善」に向けた課題と対応方針の記載、施策26で示した、課題の分析と対策方針の記載、「みやぎ外国人相談センター」への相談内容を分析した上での課題と対応方針の記載について、加筆・修正した内容を踏まえ、政策の課題と対応方針について記載することが必要であるとする。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策25 安全で安心なまちづくり(県の評価原案:順調)

施策26 外国人も活躍できる地域づくり(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

なお、高齢者の自動車運転免許の自主返納を進めるため、公共交通に乏しい地域での生活基盤の確保に向け、高齢者の利用する交通機関等「生活の足の確保」や「日常生活の支援」の充実に努めていただきたい。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

課題の1つ目に記載されている「県民が肌で感じる治安は必ずしも改善していない」という点について、その実態を明らかにするとともに、課題と対応方針を記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策25 安全で安心なまちづくり(県の評価原案:順調)

施策26 外国人も活躍できる地域づくり(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

なお、改正入管法の施行に伴い新たな在留資格が創設され、外国人県民の増加が見込まれるため、今後起こりうる問題点を精査した上で、受入れ環境の整備に努めていただきたい。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

「やや遅れている」という評価であることから、丁寧な課題の分析と対応方針の記載が必要であると考える。

また、「みやぎ外国人相談センター」に外国人県民やその家庭等から寄せられる様々な相談内容を分析した上で、課題と対応方針について記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策2	保健・医療・福祉提供体制の回復(県の評価原案:概ね順調)
施策1	安心できる地域医療の確保(県の評価原案:順調)
施策2	未来を担う子どもたちへの支援(県の評価原案:概ね順調)
施策3	だれもが住みよい地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」と判断した県の評価は妥当であると判断される。

宮城の将来ビジョンの政策と重なっている場合であっても、本政策が宮城県震災復興計画の政策であることを踏まえて、復興の視点で記載する必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

<p>【県が示す原案に対して意見が <input checked="" type="checkbox"/> な <input checked="" type="checkbox"/> い <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> 】</p> <hr/>
--

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策2 保健・医療・福祉提供体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安心できる地域医療の確保(県の評価原案:順調)

施策2 未来を担う子どもたちへの支援(県の評価原案:概ね順調)

施策3 だれもが住みよい地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

指標にもなっている地域医療連携システム(ICTを活用した医療連携構築事業)の登録患者数について単に患者数だけでなく、施設ごとの患者数等多面的に記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

地域医療連携システムへの登録患者数について、推移をより詳しく分析し、課題と対応方針を記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策2 保健・医療・福祉提供体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安心できる地域医療の確保(県の評価原案:順調)

施策2 未来を担う子どもたちへの支援(県の評価原案:概ね順調)

施策3 だれもが住みよい地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策2 保健・医療・福祉提供体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安心できる地域医療の確保(県の評価原案:順調)

施策2 未来を担う子どもたちへの支援(県の評価原案:概ね順調)

施策3 だれもが住みよい地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であるとする。

宮城の将来ビジョンの施策と重なっている場合であっても、本施策が宮城県震災復興計画の施策であることを踏まえて復興の視点で記載する必要があると考える。また、沿岸部と内陸部の格差についても、課題を明確にして記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

課題と対応方針の4点目の記載について、内容が昨年度と同じである。一年経過したことを踏まえて、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策6	安心して学べる教育環境の確保(県の評価原案:概ね順調)
施策1	安全・安心な学校教育の確保(県の評価原案:概ね順調)
施策2	家庭・地域の教育力の再構築(県の評価原案:概ね順調)
施策3	生涯学習・文化・スポーツ活動の充実(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

施策3について要検討の判定を行ったところであるが、その結果、施策3の評価を見直した場合は、その結果を踏まえた上で、政策についても必要に応じて見直しを行う必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

<p>【県が示す原案に対して意見が <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある】</p>

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策6 安心して学べる教育環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安全・安心な学校教育の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 家庭・地域の教育力の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策3 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標の「地域合同防災訓練等、具体的な取組が実施されている学校の割合」については、実施率における地域差・校種差が見られるとのことだが、地域差・校種差の内容を明示して、具体的に記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

分科会での審議の中で、震災との因果関係は明らかではないが、小学校低学年での暴力行為が増加しているとの話があった。そのことについても、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策6 安心して学べる教育環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安全・安心な学校教育の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 家庭・地域の教育力の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策3 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標の達成状況及び記載されている事業の成果は十分であるが、分科会の審議において、家庭教育支援チームの成果が必ずしも十分とはいえないことから、「概ね順調」と評価したとの回答があり、その評価自体は妥当なものと考えますが、そのためには家庭教育支援チームの課題を記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある】
—

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策6 安心して学べる教育環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安全・安心な学校教育の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 家庭・地域の教育力の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策3 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

目標指標を達成しており、事業も順調に進んでいることから、施策評価を検討する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

<p>【県が示す原案に対して意見が <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある】</p>
<p>—</p>

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策9 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:概ね順調)
施策24 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

具体的な事業内容についても対応方針に記載する必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策9 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策24 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

具体的な事業内容についても対応方針に記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立(県の評価原案:概ね順調)

施策27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献(県の評価原案:やや遅れている)

施策28 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策毎の成果に加え、施策だけではカバーできない政策としての取組や成果についても記載する必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

各施策の課題と対応方針を、政策の課題と対応方針としてそのまま転記するのではなく、政策としての視点からの課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立(県の評価原案:概ね順調)

施策27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献(県の評価原案:やや遅れている)

施策28 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□ 審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□ 県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□ 県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

森林整備に関する対応方針について、「意欲と能力ある林業事業体に重点的に支援を行う」と記載しているが、その支援内容について具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立(県の評価原案:概ね順調)

施策27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献(県の評価原案:やや遅れている)

施策28 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策の目的に記載されている、環境・エネルギーに配慮した製品設計や製品の環境負荷の総合評価(LCA)に取り組む企業のフォロー体制についても記載する必要があると考える。
また、目標指標の内容が、施策に対して適切かどうか検討する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

一般廃棄物に関する対応方針について、「平成28年度から取り組んでいる」との記載があるが、これまで行ってきた取組を総括した上で、その取組によりどうなったのか、さらにその取組を加速させる必要があるのか等についても示す必要があると考える。

また、事業者に対するリサイクル技術開発・設備導入に係る支援の拡充について、具体的な対応策を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策12 豊かな自然環境, 生活環境の保全(県の評価原案:概ね順調)

施策29 豊かな自然環境, 生活環境の保全(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり, 政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について, 「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき, 判定をお願いします。また, そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に, 意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

目標指標の数値を勘案した上で, 課題を明らかにする必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について, 課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか, 対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき, 原案に対して意見がある場合には, 意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策12 豊かな自然環境, 生活環境の保全(県の評価原案:概ね順調)

施策29 豊かな自然環境, 生活環境の保全(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり, 施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について, 評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき, 判定をお願いします。また, そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に, 意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

目標指標の数値を勘案した上で, 課題を明らかにする必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について, 課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか, 対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき, 原案に対して意見がある場合には, 意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策13 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:やや遅れている)

施策30 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:やや遅れている)

第3分科会

□ 審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□ 県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□ 県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

—

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策13 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:やや遅れている)

施策30 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:やや遅れている)

第3分科会

□ 審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□ 県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□ 県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

対応方針に記載のある住民協働(コラボ)事業の取組内容について具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策14 巨大地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策31 巨大地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:概ね順調)

施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調)

施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

各地域において、防災リーダーが活動しやすい環境整備を進めるよう、対応方針に示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策14 巨大地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策31 巨大地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:概ね順調)

施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調)

施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

なお、住宅の耐震化を促進するための対象住宅のリスト化については、各市町村へ平成27年度から働きかけを行ってきており、平成30年度までに9市町村がリストを整備していることは評価できる。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】
-

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策14 巨大地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策31 巨大地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:概ね順調)

施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調)

施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】
-

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策14 巨大地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策31 巨大地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:概ね順調)

施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調)

施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

なお、女性の防災指導員を対象とした意見交換会を開催し、女性の防災指導員のスキルアップとネットワークの構築を支援していることは評価できる。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

各地域において、防災リーダーが活動しやすい環境整備を進めるよう、対応方針に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策1	被災者の生活再建と生活環境の確保(県の評価原案:概ね順調)
施策1	被災者の生活環境の確保(県の評価原案:概ね順調)
施策3	持続可能な社会と環境保全の実現(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策1で示したコミュニティの再構築等に係る課題の記載、施策3で示した再生可能エネルギーのエネルギー種の課題の記載の必要性を踏まえた上で、記載の修正を行うことが必要であるとする。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

対応方針の内容が、継続して取り組むものなのか、新たに取り組むものなのかを明確にするとともに、既存の取組をさらに強化するものであれば、その旨が分かるよう、対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策1 被災者の生活再建と生活環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 被災者の生活環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策3 持続可能な社会と環境保全の実現(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

分科会の審議において、コミュニティの再構築等に課題があることから「概ね順調」と評価したとの回答があり、その評価自体は妥当なものとするが、そのためには、その旨を事業の成果等の欄へ記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

対応方針の内容が、継続して取り組むものなのか、新たに取り組むものなのかを明確にするとともに、既存の取組をさらに強化するものであれば、その旨が分かるよう、対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策1 被災者の生活再建と生活環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 被災者の生活環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策3 持続可能な社会と環境保全の実現(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

宮城県の取組が、東北における水素社会の先駆けであることが分かるよう成果を記載する必要があると考える。

また、分科会の審議において、再生可能エネルギーの導入量について、エネルギー種に課題があることから「概ね順調」と評価したとの回答があり、その評価自体は妥当なものと考えているが、そのためには、その旨を事業の成果等の欄へ記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

自然環境保全の推進及び生物多様性の保全に向けた対応方針については、「検討していく」と記載されているだけであることから、その内容を具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策5	公共土木施設の早期復旧(県の評価原案:概ね順調)
施策1	道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案:概ね順調)
施策2	海岸, 河川などの県土保全(県の評価原案:やや遅れている)
施策3	上下水道などのライフラインの整備(県の評価原案:概ね順調)
施策4	沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策2で示した住民の防災意識醸成に係る記載、施策3で示した広域水道連絡管整備事業や耐震化事業の一部工事の遅れに係る記載、施策4で示した各種施設の適切な配置に係る記載の必要性を踏まえた上で、記載の修正を行うことが必要であると考えます。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が <u>ない</u> ・ <u>ある</u> 】
-

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案:概ね順調)

施策1 道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案:概ね順調)

施策2 海岸, 河川などの県土保全(県の評価原案:やや遅れている)

施策3 上下水道などのライフラインの整備(県の評価原案:概ね順調)

施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□ 審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□ 県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり, 施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について, 評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき, 判定をお願いします。また, そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□ 県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に, 意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が <u>ない</u> ・ <u>ある</u> 】
—

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について, 課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか, 対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき, 原案に対して意見がある場合には, 意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

- 政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案:概ね順調)
- 施策1 道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 海岸, 河川などの県土保全(県の評価原案:やや遅れている)
- 施策3 上下水道などのライフラインの整備(県の評価原案:概ね順調)
- 施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は妥当であると判断される。

施策の方向3に記載のある「住民の防災意識の醸成」について、取組内容を記載する必要があると考える。

なお、特に重点的な進行管理が必要な事業について、「重点進行管理部会」により進行管理を行い、事業進捗の加速化を図っている取組は評価できる。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】
-

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

- 政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案:概ね順調)
- 施策1 道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 海岸, 河川などの県土保全(県の評価原案:やや遅れている)
- 施策3 上下水道などのライフラインの整備(県の評価原案:概ね順調)
- 施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断される。

分科会の審議において、広域水道連絡管整備事業や耐震化事業の一部工事に時間を要したこと等から「概ね順調」と評価したとの回答があり、その評価自体は妥当なものと考えているが、そのためには、その旨を事業の成果等の欄へ記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】
-

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

- 政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案:概ね順調)
- 施策1 道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 海岸、河川などの県土保全(県の評価原案:やや遅れている)
- 施策3 上下水道などのライフラインの整備(県の評価原案:概ね順調)
- 施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断される。

被災市街地復興土地区画整理事業及び防災集団移転促進事業について、施策の方向に掲げる「各種施設の適切な配置」の視点からの成果についても、記載する必要があると考える。

また、県民意識調査における満足度の向上のため、震災被災地の復興状況について、県民へのPRを積極的に実施する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7	防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)
施策1	防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)
施策2	大津波等への備え(県の評価原案:順調)
施策3	自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)
施策4	安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

政策・施策全体を通して、目標指標が全てAであるにもかかわらず、各施策における課題等を考慮して「概ね順調」と評価しているが、当該課題等の状況を数値的に示す新たな指標の追加等指標の再検討を行う必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が <u>ない</u> ・ <u>ある</u> 】
—

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策2 大津波等への備え(県の評価原案:順調)

施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策の方向には、広域防災拠点と圏域防災拠点の整備が記載されているが、評価原案には広域防災拠点に関する記載がほとんどない。広域防災拠点の整備状況についても記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が <u>ない</u> ・ <u>ある</u> 】
—

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策2 大津波等への備え(県の評価原案:順調)

施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

ブログやSNSが県民にどの程度見られているか分からない。ブログやSNSの閲覧状況を踏まえ、活用が不十分な場合、ブログやSNSを見られるような方策についても対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策2 大津波等への備え(県の評価原案:順調)

施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断される。

地域主動型応急危険度判定等実施体制の整備について、通常の応急危険度判定の実施体制と比べて、その内容を具体的に記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

通常の応急危険度判定の実施体制の対応方針に加えて、地域主動型応急危険度判定の実施体制の対応方針も示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

令和元年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策2 大津波等への備え(県の評価原案:順調)

施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

対面審議	書面審議
------	------

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

子どもや女性に対する声かけ事案やストーカー・DV事案等の県民の身近なところで発生する事案に対する課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。